

入 札 書

業務名：丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査業務

入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(この金額には、消費税及び地方消費税は含まない。)

上記金額で入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を
承知のうえ、入札いたします。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

宮崎森林管理署長 崎野 健輔 殿

入札者 住 所
社 名
氏 名

㊞

代理人 住 所
社 名
氏 名

㊞

工 事 内 訳 書

工事名：丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査

番号	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1	建物解体撤去処分（雑屋込）	m ²	519.88			(解体積込・運搬処分)
2	敷地整地工	m ²	2096.59			(敷地内整地)
3	重機回送	式	1.00			
4	地下埋設物調査	式	1.00			
5	進入防止柵設置	式	1.00			
A	計					
B	諸経費					
	合計(A+B)					(入札書に記載する入札金額)
	消費税等相当額	%	8.0			
	総合計					(工事費金額)

委任状

私は都合により (使用印鑑 ㊟)
を代理人と定め下記業務の見積、入札に関する権限を委任します。

記

業務名：丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査業務

平成 年 月 日

住 所
氏 名

㊟

分任支出負担行為担当官

宮崎森林管理署長 崎野 健輔 殿

紙入札について

1. 電子入札参加に必要な ID カードの取得及び利用者登録が完了されていない者については、従来の紙入札による入札を認めます。
2. 紙入札による参加を希望される者は「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

提出期限：平成27年8月20日

3. 当初は電子入札による入札を予定していたが、特別な理由により紙入札へ変更する場合は、「入札方式変更承諾願」を提出すること。

提出期限：上記の理由が発生した日

4. その他の詳細については、「電子入札システム運用基準」をお読み下さい。
なお、不明な点などがありましたら遠慮なく次の連絡先までご連絡下さい。

宮崎森林管理署 総務グループ

TEL 0985-29-2311

(別紙様式 1)

紙入札方式参加承諾願

1. 発注工事名：丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査業務

2. 電子入札システムでの参加ができない理由

(記入例)

認証カードを申請中だが、手続きが遅れているため。

平成 年 月 日 認証カード取得予定

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回、当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾頂きますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

〇〇〇〇株式会社

代表者氏名

〇 〇 〇 〇 ㊟

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

平成 年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式 2)

紙入札方式変更承諾願

1. 発注工事名：丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査業務

2. 入札方式を変更する理由

(記入例)

認証カードが破損、代表者の変更等のため。

平成 年 月 日 認証カード取得予定

上記の案件については、今回、当社においては上記理由により先に報告した電子入札方式で行うことが出来ないので、紙入札方式での参加に変更することを承諾頂きますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

〇〇〇〇株式会社

代表者氏名

〇 〇 〇 〇 ㊟

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

平成 年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式 3)

入 札 辞 退 届

発注工事名：丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査業務

上記について、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○○○株式会社

代表者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

(契約担当官等の官職氏名)

殿

[裏面参照の上、建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工 事 場 所

平成 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、
発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、そ
の仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

〔 管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9
第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会
とする。 〕

平成 年 月 日

発注者 住 所

分任支出負担行為担当官

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

[裏面]

仲 裁 合 意 書 に つ い て

- 1 仲裁合意について
仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。
仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。
- 2 建設工事紛争審査会について
建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あつせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。
また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。
審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。
なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

□閱覽簿

工 事 名	☐ 丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査		
書 類 名	☐ 入札説明書 ☐ 契約書（案） ☐ 位置図 ☐ その他		
事 由	☐ 競争入札参加のため ☐ その他（ ）		
住 所 会社名 電話番号 担当者名			
※ 一般競争参加資格の認定の有無 有 無 有の場合は整理番号を記入してください。			
※ 電子入札（林野庁）参加の有無 有 無			
※ 参加資格の認定を受けていない者は、早急に認定を受け、 また電子入札システムについても、早急に手続きをしてください。			